

令和 7 年度第 1 回区議会 議事録

1 日時 令和 7 年 4 月 5 日(土) 9 時～10 時 40 分

2 場所 香久山会館

3 出席者 【区長】高嵯 【副区長、防災委員長】高野 【会計】山田 【書記】小山(記)
【文化委員長】岡田 【環境美化委員長】鬼頭 【広報委員長】日野 【事務】水野
【第一自治会】出原(会長)、岡田(副会長)、加藤(会計)
【第二自治会】浅尾(会長)、石井(副会長)
【第三自治会】松井(会長)
【第四自治会】丹羽(会長)
【第五自治会】寺尾(会長)、神谷(副会長)、西田【会計】
【パークスクエア自治会】丹羽(会長)、辻(副会長)
【ライフウェルズ自治会】久野(会長)、竹岡(副会長)
【センチュリー自治会】江向(会長)、金尾(副会長)

来賓 近藤県議会議員、舟橋市議会議員

欠席者 【副区長、防犯委員長】藤井 【第二自治会】本橋(会計) 【第四自治会】山田(会計)

4 内容

(1) 高嵯区長あいさつ

- ・令和 7 年度も明るく楽しく元気よく、安全・安心に過ごせる街づくりを目指していくのでご協力をお願いしたい。
- ・梅森地区と香久山地区を結ぶ新しい橋は 4 月 11 日に歩道のみが開通する。車の通行は約 1 年後の予定。

(2) 来賓あいさつ

(近藤県議)

- ・オブザーバの立場でいろいろな情報を提供していきたい。
- ・大阪万博が始まるが、モリコロパークでも愛・地球博 20 周年の記念行事が 4 月から 9 月まで行われる。

(舟橋市議)

- ・アドバイザーとして区議会に参加し香久山区内の懸案事項などの情報を収集していきたい。
- ・梅森からの橋や 3 丁目のブロックなど種々の課題については必要なものは市議会に取り上げると共に新鮮な情報を区議会に伝えていきたい。

(3) 自己紹介

各出席者が役職と氏名を自己紹介。

(4) 議長選出

高野副区長を選出。

(5) 第 34 回香久山区自治会総会の報告・資産明細の修正

- ・初めて香久山会館で実施。出席者 69 名、委任状 1000 名以上で成立、無事終了した。
- ・令和 6 年度香久山区自治会資産明細について総会資料に誤りがあったことから山田会計より修正版について説明。ゆうちょ銀行の積立金が自動解約でゆうちょ貯金に入っていたことの確認不足により誤記があったもの。

(6) 自治会運営方針と年間計画について

- ・高嵯区長より以下の説明があった。
- ・7 年度の運営方針として、①集える香久山「明るく・楽しく・元気よく」、②防災意識を高めることを目指す。

- ・今年度の防災訓練は全市一斉に行われる。
- ・防災マニュアル案を5月区議会に諮り6月の回覧で各世帯に配布したい。
- ・主な年間イベントは、5月18日ウォークラリー、8月2日夏祭り、環境美化活動5月25日、11月23日、9月13日傘寿の会を予定。
- ・積立金について今後の使い方を検討していく。

(7)区議会構成図、緊急連絡網

- ・高峯区長より説明。

(8)自治会費と年度途中での処理要領について

- ・R7年度の自治会費の集金要領及び年度途中の入退会者へ処理要領について山田会計より説明。

(9)区長要望申請書について

- ・区長要望申請書の記載要領、受付締切日について高峯区長より説明。

(10)第34回ウォークラリーについて

- ・第34回ウォークラリーの実施要綱について岡田文化委員長より説明。
- ・5月18日(日)9時40分開会。雨天中止、順延なし。
- ・当日の役割分担表に各自治会の担当組長名を記入して区に提出する。
- ・詳細な実施要領については実行委員会で説明する。

(11)春の清掃美化活動

- ・春の清掃美化活動について鬼頭環境美化委員長より説明。実施日は5月25日(日)。

(12)交通安全県民運動について

- ・2025年の交通安全県民運動(春、夏、秋、年末)について高峯区長より説明及び参加依頼。

(13)香久山会館正面玄関鍵取り扱いについて

- ・香久山会館の鍵を預かる役員、自治会長は預かり証を提出する。

5 資料

- ・【令和6年度(2024年度)香久山区自治会資産明細】(修正版)
- ・令和7年度運営方針と年間計画
- ・【2025年度 香久山区自治会会議・行事予定表】
- ・【令和7年度 香久山区区議会組織図】
- ・【令和7年度 香久山区自治会緊急連絡網】
- ・【自治会費について】
- ・＜年度の途中での処理要領＞
- ・【香久山区自治会 入会届】、【香久山区自治会 退会届】
- ・令和7年度 区長要望申請書
- ・第34回香久山ウォークラリー実施要領
- ・令和7年度環境美化委員会活動計画
- ・2025年交通安全県民運動実施要綱
- ・【香久山会館鍵預かり証】
- ・【香久山区自治会役員及び各委員会の業務】
- ・【組長の業務について】

以上